

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年12月3日 08時00分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位174° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 37.9′ 東経134° 54.9′)
事故の概要	漁船 ^{えびす} 戎丸は、漁船戎丸をえい航する際、転覆した。
事故調査の経過	令和2年12月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 戎丸、4.99トン HG3-34905（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 戎丸、4.9トン HG3-35336（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 機関、航海機器等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 潮流 西流約4～5ノット
事故の経過	A船は、機船船びき網漁を行う網船であり、共に2そうびきを行う B船及び漁獲物運搬船であるC船と船団を構成し、明石海峡において、船長A及び甲板員1人が乗り組み、船首を潮流に逆らう状態でいかなご漁の操業を行っていた。 A船は、潮流が西流だったので、B船と共に、船首を東方に向けてえい網を行い、明石海峡航路の西方に広がる浅所の東方付近でB船から網の端部を受け取り、揚網を開始したところ、浅所に網が引っ掛かり、圧流されて船首が西方に向き、潮流を船尾から受ける状態となった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、浅所に網が引っ掛かったのを認め、A船をえい航して潮流に向首させ、網を外す目的で、機関を中立とし、A船に接近した。 船長Bは、B船の後部甲板のやぐら上部から「直径約20mm、長さ約20mの浮揚性の合成繊維ロープ」（以下「本件索」という。）をA船の船首部たつに取りつけたところ、B船が、潮流を左舷に受けて圧流されるとともに本件索が張り、やぐら上部を支点として左舷に傾

	<p>き続け、海水が左舷の舷縁を超える状況になり、危険を感じて船橋から出て海水に飛び込んだ後、B船は転覆した。</p> <p>船長Bは、B船に這い上がったのち、C船に救助された。</p> <p>船長Aは、B船が傾いたのを認め、B船が転覆する危険を感じ、本件索を包丁で切断しようとしたが、間に合わなかった。</p> <p>船長Bは、舵を右舵一杯としていたものの、潮流が速かったので、B船が潮流に対し主機を前進とすると傾きが増すと思い、どうすることもできなかった。</p> <p>船長Bは、本事故後、揚網を開始した場所が浅所に近すぎたと思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船及びB船は、潮流の影響を受ける状況下、潮流の流向に浅所がある場所で揚網を開始して浅所に網が引っ掛かり、B船が網を外す目的でA船をえい航したことから、B船が圧流されるとともに本件索により横引き状態となり、船長Aが本件索を切断する間もなく、また、船長Bがどうすることもできず、B船が転覆したものと考えられる。</p> <p>B船は、浅所に網が引っ掛かり、潮流を船尾から受けていたA船を潮流に向首させようとしたことから、A船をえい航したものと考えられる。</p> <p>A船及びB船は、潮流の流向に浅所がある場所で揚網を開始したことから、浅所に網が引っ掛かったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、潮流の影響を受ける状況下、A船及びB船が、潮流の流向に浅所がある場所で揚網を開始して浅所に網が引っ掛かり、B船が網を外す目的でA船をえい航したため、B船が圧流されるとともに本件索により横引き状態となり、船長Aが本件索を切断する間もなく、また、船長Bがどうすることもできず、B船が転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機船船びき網漁に従事する船長は、えい網時、周囲の山や景色、GPSプロッターを参考に厳重に見張り及び船位の確認を行うこと。 ・ 機船船びき網漁に従事する船長は、潮流の流向に浅所がないことを確認し、浅所から十分に離れた位置で揚網を開始すること。 ・ 機船船びき網漁に従事する船長は、浅所に網が引っ掛かった際、一旦、網を切り放し、海上保安庁等関係機関に連絡を行い、潮流の転流時まで待機したのち、網を回収することが望ましい。